

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します(国制度)

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

● 給付金の対象となる方

■以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 **(申請不要)**
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3 **(申請が必要)**
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 **(申請が必要)**

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 公的年金とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などです

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯 5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付 **(申請が必要)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

※令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの世話をすることが必要となり、働く時間が減少したなどの影響があった場合に申請ができます。

● 給付額

1世帯 5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1の①に該当する方）

- ▶ **基本給付は、申請不要**です。
- ▶ **8月下旬に**、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ※ 給付金を希望しない場合は、8月14日までに届出が必要です。

- ▶ **追加給付は、申請が必要**です。
- ▶ 定例の現況確認時（8月）又は**郵送**にて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。
申請内容を確認して可能な限り速やかに振り込みます。

それ以外の方（表面1の②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付(裏面1の②、③に該当する方)、追加給付(裏面1の②に該当する方)ともに申請が必要**です。
- ▶ 申請書は、市ホームページで「ひとり親世帯臨時特別給付金」と検索すれば、ダウンロードすることができます。申請書の郵送を希望される方は、下記の小郡市子ども育成課までご連絡ください。
なお、子ども育成課の窓口でも配布しています。
- ▶ 提出は、申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに小郡市子ども育成課へ**郵送**してください。
- ▶ 申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方に対して、指定された口座に可能な限り速やかに振り込みます。

ご注意ください！

- ▶ **申請書の受付期間は、令和3年2月26日(金) 17時【必着】です。**
- ▶ 既に他の自治体で給付を受けた方は、申請できません。
- ▶ 追加給付は、生活保護を受けている方が受給された場合には、収入認定の対象となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

- 小郡市役所「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口
電話 0942 (72) 2111 内線 (672)
〒838-0198 小郡市小郡255-1 子ども・健康部 子ども育成課



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。